（削る）

（削る）

法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年法律第五十五号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年法律第十一号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類

三　法附則第十六項の規定に該当する者に係る当該経過した日が昭和五十一年十月一日前であるときは同日、法附則第二十八項の規定に該当する者に係る当該経過した日が昭和五十八年十月一日前であるときは同日、法附則第二十九項の規定に該当する者にあつては七年を経過した日、法附則第三十四項又は第三十五項の規定に該当する者にあつては平成五年十月一日、法附則第三十七項又は第三十八項の規定に該当する者にあつては平成八年十月一日、法附則第四十五項又は第四十六項の規定に該当する者にあつては平成十五年十月一日、法附則第五十項又は第五十一項の規定に該当する者にあつては平成十八年十月一日、法附則第六十項又は第六十一項の規定に該当する者にあつては平成二十五年十月一日、法附則第六十七項又は第六十八項の規定に該当する者にあつては平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類

6　法第三条第三項の特別給付金を受けようとする者（法附則第三十項、第三十六項、第三十九項、第四十項、第四十七項、第四十八項、第五十二項、第五十三項、第六十二項、第六十三項、第六十九項又は第七十項の規定に該当する者を除く。）については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第二項」と読み替えるものとする。

7　請求者が法附則第三十項、第三十六項、第三十九項、第四十項、第四十七項、第四十八項、第五十二項、第五十三項、第六十二項、第六十三項、第六十九項又は第七十項の規定に該当する者として法第三条第三項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類